



房総信用組合

BOSHIN DISCLOSURE 2012

房 総 信 用 組 合 の 現 況

平成23年度末の経営情報





ごあいさつ

皆様には、平素より房総信用組合に格別のお引き立てを賜り、誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、今年も、お取引先の皆様に当組合の経営方針や事業内容などを詳しくお伝えできるよう、平成23年度のディスクロージャー誌を作成いたしました。どうかお目通しいただき、忌憚のないご意見・ご要望をお聞かせ願えれば、この上ない幸せに存じます。

平成23年度のわが国経済を顧みますと、前半は東日本大震災や原発事故の影響から、生産や輸出が大幅に落ち込み、個人消費も低迷しました。年度後半には景気も持ち直しの動きが見られましたが、急激な円高や株式市場の低迷などにより、企業の業績判断については慎重な見方が広がり、地域や業種によっても景況感にばらつきがみられるところとなりました。

当地域におきましては、高齢化が進み人口や事業体の減少など経済規模が縮小する地域が多い中、震災後の津波や原発事故に関する風評などにより、特に観光事業を中心に厳しい経営環境に晒され、一部の農産物や漁業、水産加工業などにおいても厳しい状況が年度末まで続きました。

加えて、地区内では大手企業の工場閉鎖・撤退が相次ぎ、雇用や所得の不安定が広がる中、多方面にわたって影響が懸念されるところであります。

一方、金融機関を取り巻く環境は、中小企業金融円滑化法の期限が最終延長されるとともに、同法を踏まえた金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮とともに、中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援を強力に推し進めていく、いわゆる「出口戦略」が求められました。

このような状況下、当組合は地域金融の担い手として、引続きその使命・役割を果たすべく、経営改善計画の進捗管理や達成状況のモニタリングに努め、改善の遅れや東日本大震災、原発事故の影響を受けたお取引先の経営改善計画見直し等を、TKC千葉会（税理士・会計士）や中小企業診断協会の専門家を交えて行い、事業再生のフォローアップに努め、中小企業金融の円滑化に積極的に取組むとともに、経営力の強化、利用者の利便性向上に向けた各種施策に取り組んで参りました。

また、今後につきましても、組合員に対し、旧来以上に良質で安定した金融サービスを提供し組合員の生活に、経営に一助たるべく、役職員一丸となって業務に邁進する所存であります。

何とぞ組合員の皆様におかれましては、倍旧のお引き立てを切にお願い申し上げますとともに、忌憚のないご意見・ご要望をお聞かせくださいますよう重ねてお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

平成24年7月

理事長 白 井 和

ぼうしんの概要

名 称	房総信用組合
所 在 地	〒297-8611 千葉県茂原市高師町1丁目10番地5
設 立	昭和26年6月
出 資 金	814百万円
組合員数	30,388名
預 金 高	117,196百万円
貸 出 金	53,475百万円
店 舗 数	16店舗
職 員 数	164名

(平成24年3月31日現在)

目 次

ごあいさつ	1
ぼうしんの概要	2
主な事業の内容	2
事業方針	3
平成23年度 経営環境・事業概況	3
組織図	4
役員一覧	4
房総信用組合のあゆみ(沿革)	4
総代と総代会について	5
総代と選出方法	5
総代会の決議事項	5
報酬体系について	6
リスク管理体制	7
コンプライアンス(法令等遵守)態勢	7
個人情報保護宣言	8
地域貢献に関する情報	9
トピックス	11
資料編	13
自己資本の充実(バーゼルⅡ)	22
地域密着型金融推進計画	26
手数料一覧	27
インターネットバンキング	27
掲載用語集	28
ぼうしんからご利用のお客様へのお願い	29
振り込め詐欺に対する取り組み	30
索引	30
店舗一覧	31
地区一覧	31

主要な事業の内容

1.預金業務

(1)預金

総合口座、普通預金(決済用預金)、貯蓄預金、当座預金、納税準備預金、通知預金、定期預金(スーパー定期、大口定期、期日指定定期、変動金利定期)、定期積金を取り扱っております。

(2)譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取り扱っております。

2.融資業務

(1)貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(2)手形の割引

商業手形の割引を取り扱っております。

(3)個人ローン

住宅ローン(住みいる)、オートローン、カーライフローン、カーライフローン・リピート、カードローン、スーパーカードローン、多目的ローン、目的ローン、フリーローン、教育ローン、進学ローン、シルバーライフローン、しんくみパートナーズ、司法書士研修費用ローン、バリアフリーローン、リフォームローンを取り扱っております。

3.有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のための国債、地方債、社債、その他の証券へ投資しております。

4.内国為替業務

振込及び代金取立等を取り扱っております。

5.外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金その他外国為替に関する各種業務を取り扱っております。

6.附帯業務

(1)国債等の引受けおよび引受国債等の募集の取扱業務

(2)代理業務

(a)全国信用協同組合連合会、株式会社商工組合中央金庫等の代理業務

(b)株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構等の代理貸付業務

(c)独立行政法人勤労者退職金共済機構の代理店業務

(d)日本銀行の歳入復代理店業務

(3)債務の保証業務

(4)有価証券の貸付業務

(5)地方公共団体の公金取扱業務

(6)株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(7)投資信託の窓口販売

(8)保険商品の窓口販売

7.その他の業務

(1)自動受取(年金・給与振込等)

(2)自動支払(公共料金・税金・授業料等)

(3)貸金庫・夜間金庫

基本理念

房総信用組合は、地域金融機関として、組合を愛する人の和を大切に、地域社会に奉仕することを念願しております。

基本方針

- ・ 皆（地域の皆様・職員・信用組合）と共に発展する
- ・ 信用を第一とする
- ・ 堅実を旨とする

平成23年度 経営環境・事業概況**事業方針**

当組合は、「皆（地域・組合員）と共に発展する、信用を第一とする、堅実を旨とする」を基本方針として掲げ、地域に根ざした金融機関として組合員・お取引先のニーズにお応えすべく事業に取り組んでおり、平成23年度も前年に引き続き次の6項目を基本目標に掲げ、事業を遂行いたしました。1. コンプライアンスとリスク管理の徹底、2. 人材の育成と活用、3. 金融円滑化と地域密着型金融の推進、4. 収益力の強化、5. 質を重視した業容の拡大、6. 資産の健全化

金融経済環境

平成23年度のわが国経済を顧みますと、年度前半は東日本大震災や原発事故の影響から、生産や輸出が大幅に落ち込み、個人消費も低迷しました。年度後半には景気も持ち直しの動きが見られましたが、急激な円高や株式市場の低迷などにより、企業の業況判断については慎重な見方が広がり、地域や業種によっても景況感にばらつきがみられるところとなりました。

当地域におきましては、高齢化が進み人口や事業体の減少など経済規模が縮小する地域が多い中、震災後の津波や原発事故に関する風評などにより、特に観光事業を中心に厳しい経営環境に晒され、一部の農産物や漁業、水産加工業などにおいても厳しい状況が年度末まで続きました。

加えて、地区内では大手企業の工場閉鎖・撤退が相次ぎ、雇用や所得の不安感が広がる中、多方面にわたって影響が懸念されるところであります。

業績

このような厳しい経済環境下、地域内の組合員・お取引先の要望やニーズに積極的にお応えしてまいりました結果、業績は以下のとおりとなりました。

1. 預金積金は、組合員を中心に地道な営業活動を行なった結果、期中7億8百万円増加し期末残高は1,171億96百万円となりました。
2. 資金運用の中心である貸出金は、地域金融機関の使命として中小事業者や個人向けの資金需要に積極的に応える方針で取り組みましたが、地域経済の低迷や先行きの不透明感などから資金需要は低く、約定や繰上による償還や償却による減少をカバーできず、期中11億67百万円減少し、期末残高は534億75百万円となりました。
3. 貸出金以外の資金の運用につきましては、預金増加と貸出金減少の結果、運用原資は増加し、従来以上に安全性を重視した効率運用を心がけました。有価証券は、国債や事業債を中心に約5億53百万円増加し、期末残高は237億65百万円となりました。預け金は系統機関である全信組連への預入を中心に14億46百万円増加し、期末残高は431億98百万円となりました。
4. 組合員は、協同組織金融機関としての基盤強化を図るべく積極的に利用者の増加に努めた結果、期中540先の新規加入を得ましたが、地区外転居や高齢等による脱退もあり、期末は30,388先で110先の増加となりました。出資金は、新規組合員からの出資や既組合員からの増資により期中40百万円増加して8億14百万円となりました。
5. 当期損益は、貸出金の減少や利回りの低下により資金運用収益が減少したことや、貸し倒れに備えた引当金の積み増し等が影響し、遺憾ながら当期純損失4億1百万円となりました。
6. 期末における営業店舗数は16店舗と増減はありません。また、職員数（パート・嘱託等を除く）は、164名で前期末より4名の減少となりました。

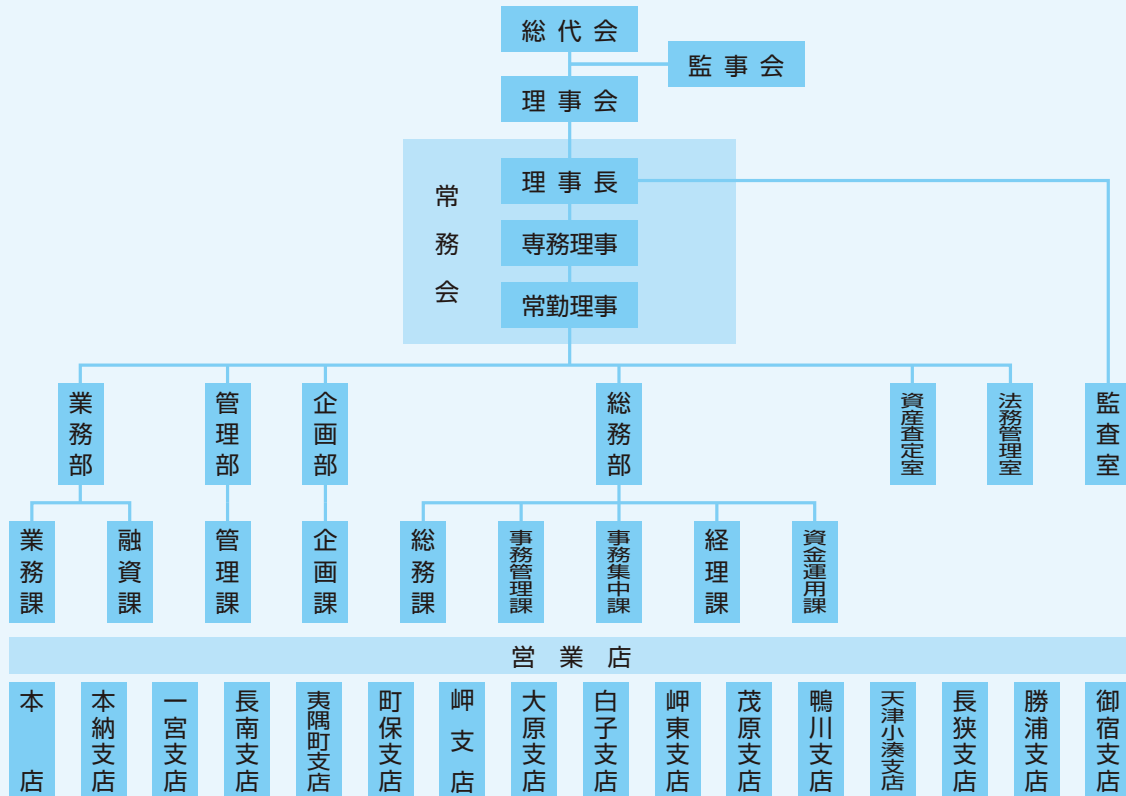
事業の展望・対処すべき課題

平成23年度のわが国経済は、震災復興施策による需要や雇用の拡大が見込まれる反面、欧州債務問題の長期化による海外経済の下振れ懸念や、円高による国内産業の空洞化、原発事故による風評や電力供給の制約など不安定要因も多く、特に中小規模の商・工・農・漁業者にとっては厳しい環境が続くものと予想されます。

当信用組合は、このような厳しい経済環境のときこそ、地域に根ざした金融機関として組合員お取引先の負託にお応えし、その使命を果たすため、より一層経営の健全性を高め、安全で利便性の高い金融サービスを提供し、お客様の満足度を高める経営を目指してまいります。

平成24年度事業におきましては、特に「地域の皆様からお預かりした資金（預金）は、地域の中でご利用いただく」考えを徹底し、組合員お取引先の皆様の資金ニーズに最大限お応えすることを柱に、役職員一丸となって事業に取り組む方針であります。

組織図



役員一覧

理事名譽会長	岡本育雄	常勤監事	矢野等	理事	石井郁男
理事長	白井和	理事	山倉堅太郎(※)	理事	向光男(※)
専務理事	三谷徹	理事	安藤轟勇(※)	員外監事	大橋隼男
常勤理事	石井通彰	理事	島川禎治(※)	監事	今井一雄
常勤理事	伊藤康夫	理事	松本啓吉(※)		
常勤理事	中村光利	理事	鈴木嘉幸(※)		(平成24年6月末日現在)

(注)当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

房総信用組合のあゆみ(沿革)

昭和26年	長生信用組合設立	平成6年	国債窓口販売の認可を受ける
昭和28年	長狭信用組合設立	平成7年	全国初の懸賞金付き普通預金(年金口座)を発売 (懸賞金付き福祉預金“心づくし”) 外国送金取次業務を開始
昭和32年	商工組合中央金庫代理店の指定を受ける	平成11年	ポスト第三次オンラインシステム稼働
昭和33年	国民生活金融公庫代理店の指定を受ける	平成13年	あずさ監査法人(旧朝日監査法人)と監査契約
昭和37年	中小企業金融公庫代理店の指定を受ける	平成14年	損害保険の窓口販売開始
昭和43年	本店から統括部門を独立し本部制を敷く	平成16年	アイワイバンク銀行(現セブン銀行)とのATM利用提携開始
昭和48年	東京手形交換所加盟	平成17年	休日融資相談会開始
昭和49年	預金量100億円達成	平成19年	投資信託窓口販売開始 第五次オンラインシステム稼働
昭和55年	しんくみ共同センター加盟(オンライン業務開始)	平成20年	千葉第一監査法人と監査契約
昭和59年	現金自動支払機(CD)の導入(のちにATM化) 預金量500億円達成	平成21年	生命保険の窓口販売開始
平成1年	外国通貨両替業務の認可を受ける		
平成2年	長生信用組合と長狭信用組合が合併 房総信用組合としてスタート 預金量1000億円達成		
平成3年	第三次オンラインシステム稼働		
平成5年	本店新社屋完成(現在地に移転) 旧本店を茂原支店として開設 日本銀行蔵入復代理店の認可を受ける		

総代と総代会について

総代会制度

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて地域社会への貢献と組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。

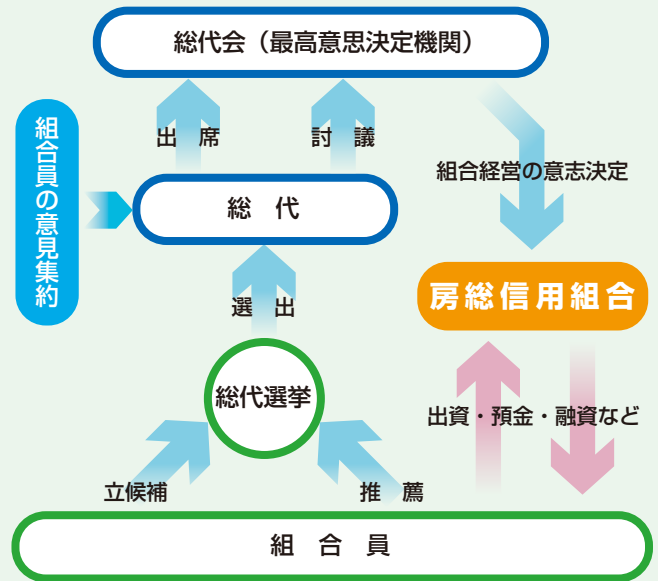
組合員の意見は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて組合の経営に反映することとなります。

当組合の組合員数は大変多く、総会の開催は事実上不可能であることから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、法令ならびに定款に基づき、総会に代えて総代会制度を採用しております。

総代会は、定款の変更、決算、取引業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

したがって、総代会は総会と同様に組合員一人一人の意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選任された総代で構成・運営されます。

総代会の開催につきましては、毎年6月に通常総代会を、必要に応じて臨時総代会を開催します。



総代と選出方法

(1) 総代の任期・定数

- ① 総代の任期は3年です。
 - ② 総代の定数は定款により130人以上150人以内です。
- なお、平成24年6月28日現在の総代数は133名、組合員数は30,230人です。

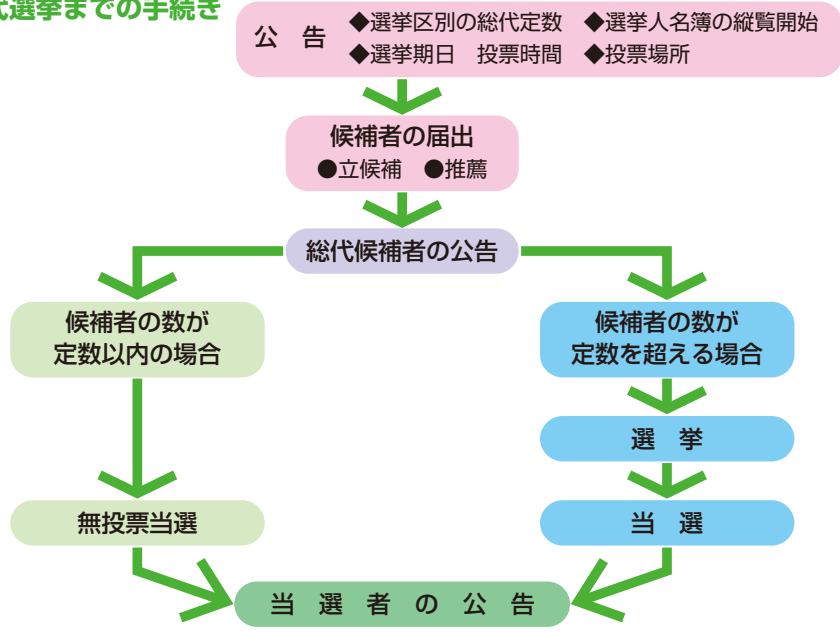
(2) 総代の選任方法

総代は、組合員の代表として、総代会を通じ、組合員の意見や要望等を当組合の経営に反映する重要な役割を担っております。

この総代は、当組合の定める総代選挙規程に則り、選挙によって選出されます。

総代選挙規程では、選挙区、選挙期日、選挙権、選挙の公告、候補者の届出、投票の方法、当選者の通知及び公告、補充選挙等について定めています。

総代選挙までの手続き



総代会の決議事項

第61期通常総代会(平成24年6月28日開催)では、次の事項が付議され、全議案が可決・承認されました。

報告事項

第61期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)事業報告・貸借対照表・損益計算書の報告について

議決事項

- 第1号議案 第61期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第62期事業計画案承認の件
- 第3号議案 定款一部改正の件
- 第4号議案 組合員除名の件
- 第5号議案 任期満了に伴う理事改選の件
- 第6号議案 退任役員に対する退職金功労金支払の件



報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定(※)しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	54	67
監 事	9	13
合 計	64	80

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事13名、監事5名です(退任役員を含む。)

注3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は監事12百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成23年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、平成23年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しなかったため、職員が過度なリスクを引越す報酬体系はありません。

房総信用組合総代氏名 (任期：平成22年5月16日～平成25年5月15日)

(敬称略・順不同・平成24年5月末現在)

近藤 米一	石井 通彰	加藤 俊夫	今関 重勝	高師 恒雄	中村 静雄	向 光 男	斎藤 晟	武田 将次郎
鵜澤 稔	安野 家正	高原 滋之	永嶋 文雄	伊東 洋員	平川 誠	大多 和進一	青柳 征三	永井 實
岡本 育雄	山倉 堅太郎	鈴木 信康	伯耆 原正一	高原 久宣	女良 富雄	宗島 慶明	鬼島 義昭	小高 實
永瀬 澄雄	山崎 忠一	古山 政和	田中 義一	秋葉 義信	糸井 正巳	吉野 栄治	澤倉 正	齋藤 和行
大野 進弘	荒井 芳男	狩野 佳方	宮崎 圭二	鈴木 喜人	小路 重志男	金坂 昌英	加藤 郁夫	石井 罔一
大谷 覚子	鎗田 肇	小宮 山伸廣	白鳥 平治	北畠 隆	渡辺 實	村越 正也	今関 武人	川崎 迪彦
白井 和	白井 良範	薦田 幸夫	石井 郁男	片岡 隆	小林 一友	弓削 饒	岡澤 範明	川名 英一
林 洋一郎	永野 建	秋場 貴子	神崎 正廣	大和 久徳造	女良 治行	鵜沢 貞宣	伊東 康雄	渡辺 伸一郎
鈴木 嘉幸	鬼原 義範	仁茂 田 正	江澤 増幸	河野 栄二	高橋 正博	小林 捷平	藤代 磯信	小高 志年司
遠藤 秀人	米倉 弘芳	遠藤 修二	木本 正利	玉井 等	森川 祐芳	井上 和政	島川 禎治	泉 敏男
石井 裕	渡邊 良二	薦田 英一	松本 啓吉	山根 正夫	森川 清一	渡辺 芳郎	島川 房雄	木村 三津男
雪田 康夫	矢部 尚行	加藤 清之	目羅 宏	錦織 俊和	前橋 貴男	丸島 太郎	曾我 辺芳一郎	水谷 武夫
山田 忠明	植草 清	渡辺 孝	三橋 弘幸	米本 利雄	細谷 松一	松本 喜八郎	庄司 嘉宏	田中 秀幸
露崎 正幸	宮内 秀憲	田中 信行	奥村 哲也	細田 俊夫	安川 昭博	安藤 轟勇	渡辺 一男	
三谷 徹	岡澤 農生男	藍 和夫	三浦 規雄	飯塚 弘芳	森川 孝行	横堀 喜六	野村 和良	

リスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展により、金融機関業務はますます多様化・複雑化し、それに伴い信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど信用組合の抱える様々なリスクも増大し、信用組合の経営に影響を与えています。そのため、各種リスクを従来以上に的確に把握・分析し厳正に管理して健全性を確保することは信用組合経営上、不可欠なものとなっています。

当組合は、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、経営体力、自己資本の水準から許容できるリスク量の適正なコントロールを行い、収益力の強化を図ると、「健全性の維持」と「収益性の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しています。多岐にわたるリスクを総合的に管理するため「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢の強化に努めております。

統合的リスク

統合的リスクとは、パーゼルの新自己資本比率規制に対応させたもので、信用リスク、市場リスクやオペレーショナル・リスクなどの他に与信集中リスク、銀行勘定の金利リスクや風評リスクなど金融機関が直面するすべてのリスクをさします。統合的リスク管理とは、これらのリスクをカテゴリーごとに網羅的に洗い出し、評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と比較し、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。

当組合では、貸出資産の健全性を維持するため、審査部門が個々の案件に対し、財務内容・保全面・信用力等をはじめ総合的な分析を行い、厳正厳格な審査を行っております。

また、職員に対しては、融資勉強会、各種の教育・研修を徹底しており、審査能力の向上に努めております。

市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産(オフバランス資産を含む)の価値が変動し損失を被るリスクです。

当組合では、ALM(資産と負債の総合管理)委員会を設置し、金融・経済動向の把握や金利予測等を行い、金利リスク・価格変動リスク・為替リスク等市場リスクへの迅速な対応や、より効率的で安定した資金の運用・調達に努めています。

流動性リスク

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなく

なり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)と、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)からなります。

当組合では、的確な資金ポジションを確保するため、預金や貸出金を日常的に集中管理するとともに、調達手段・調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた万全の体制をとっております。

また、緊急に資金調達が要する事態が生じた場合に迅速かつ適切な対応を図ることを目的として「緊急事態発生時の懸念時・危機時における資金繰り等の対応整備要領」を制定し、資金繰りリスクに備えております。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象によって損失を被るリスク(自己資本比率の算定に含まれる分)及び金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク(自己資本比率の算定に含まれない分)をいいます。つまり、外部委託業務にかかるリスク、事務リスク、システムリスクやそれ以外のオペレーショナル・リスク(法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク)などです。

・事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当組合では、日常業務のミスを防ぎ、正確・迅速な事務処理を行うため、事務の機械化・集中化を図るとともに、内部事務規程や各種マニュアルの整備に努めております。

また、事故の未然防止や事務レベルの向上のため、監査室による臨店監査を全店年1回実施するほか、全店月1回の自店検査を実施し、事務処理状況のチェックを行っております。

さらに、各営業店に対して計画的な事務研修・指導を行い、事務管理体制の充実に努めております。

・システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動により損失を被ったり、不正使用や情報漏洩等により損失を被るリスクです。

当組合では、全国の信用組合で組織する信組共同センター(SKCC)に加盟し、勘定処理の主要システムを最新鋭のシステムとバックアップ体制により保護するとともに、システムリスク管理規程、危機管理マニュアル等の整備に努め、コンピュータやネットワークシステムを事故や人為的な不正行為から守り、お客さまの情報に対するセキュリティの確保に努めております。

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

コンプライアンスとは、役職員が法令、諸規則、社内諸規程を遵守し、もって企業倫理に反することなく、誠実かつ公正に業務を遂行することをいいます。

当組合は、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つであると位置付け、「コンプライアンスの基本方針」の下、役職員の行動綱領を盛り込んだ「コンプライアンス・マニュアル」と、実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定して、これらを全課室店に配布し、研修・会議・勉強会などの機会を通じて全役員に周知徹底を図るとともに、各課室店にコンプライアンス担当者を配置し、計画の着実な実行およびコンプライアンス意識を浸透させることにより、コンプライアンス態勢の強化に努めています。

コンプライアンスの基本方針

1. 当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保します。
2. 当組合は、法令、諸規則、社内諸規程の遵守(コンプライアンス)を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図ります。
3. 当組合は、当組合の事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図ります。
4. 当組合は、役職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保します。
5. 当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組めます。
6. 当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

相談・苦情窓口

相談・苦情受付ホットライン
金融円滑化ご相談窓口

フリーアクセス
0120-940-339

までお願いします。

金融円滑化の取り組み

当組合では、中小企業金融円滑化法(中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律)に基づく、各種取り組みを当組合ホームページに掲載しております。

ホームページURL:
<http://www.boshin.shinkumi.jp>

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等について

当組合では、お客様からのご相談やご意見ご要望、苦情などをお伺いするため、お取引先店舗の窓口の他に「お客様相談窓口」を設けております。また、紛争解決のため、もしくは、万一、お取引内容に関してご不審やご不明点などがございました場合も、こちらのホットラインでうけたまわります。

お客様相談窓口 【房総信用組合 法務管理室】

 **フリーアクセス 0120-940-339** 受付時間：平日9：00～17：00

苦情等のお申し出は、下記しんくみ相談所でも受け付けています。(詳しくは、当組合お取引先店舗へご相談ください)

名称	しんくみ相談所(一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住所	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1
電話番号	03-3567-2456
受付日 時間	月～金曜日(祝日及び金融機関休業日を除く) 9：00～17：00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了承を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お取引先店舗またはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金(除 祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00

個人情報保護宣言

当組合は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係法令等(以下、法等という。)を遵守して以下の考え方に基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載のほか、当組合の窓口に掲示することにより、公表いたします。

1.個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客さまの個人情報を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法令等で認められる場合のほか、利用いたしません。なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。また、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2.個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客さまの個人情報を取得いたします。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3.個人データの第三者提供

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

- (1) 法令等により必要とされる場合
- (2) 公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本店窓口までご連絡ください。

4.個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データに関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合。

5.個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で、別掲「不渡情報の共同利用について」とおり個人データを共同利用しております。

6.個人データの安全管理措置に関する方針

当組合は、取扱う個人データの漏洩・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7.お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1)開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2)訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3)利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法等に基づく正当な理由による)には、原則として利用停止等いたします。

(4)ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合から商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人情報の重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本店窓口までお申出ください。

8.ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問・苦情等に誠意をもって対応いたしますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、本店窓口もしくは下記までお申出ください。

【個人情報に関するお問合せ先】

 **フリーアクセス 0120-940-339**
Eメール boshin@peach.ocn.ne.jp

地域貢献に関する情報

1. 地域貢献に関する経営姿勢

当組合は、茂原市から鴨川市までの外房地域一帯を営業地区とし、地域の事業者や住民が組合員となり、お互いに助け合い発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。

組合員、お客様一人一人の顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、常にお客様の事業の繁栄や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

2. 預金を通じた地域への貢献

当組合は、組合員をはじめとする地域のお客様の着実な資産づくりを支援するために、目的や期間に応じた各種預金・積金をご用意しております。平成24年3月末現在、1,171億円の預金をお預りしています。

3. 融資を通じた地域への貢献

当組合は、営業地区内で調達した資金(預金)を地区内の事業者や個人のお客様に対して円滑に供給(貸出)することにより、地域経済の活性化に努めることが最大の地域貢献と考え、積極的に融資業務に取り組んでおります。

(1) 貸出先数・金額(平成24年3月末現在)

区 分	先数(先)	貸出残高(百万円)
事 業 者	1,420	34,158
個 人	4,377	16,191
地方公共団体	12	3,126
合 計	5,809	53,475

(2) 地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は、千葉県や茂原市など地区内各市町村の中小企業向け制度融資の取扱窓口指定されており、平成24年3月末現在、990件、4,221百万円のご利用を頂いております。

制度の名称	取扱件数(件)	貸出残高(百万円)
千葉県事業振興融資資金	532	2,097
千葉県経済変動対策融資資金	1	4
千葉県その他制度融資資金	12	119
千葉県短期運転資金	117	430
市町村等制度融資	328	1,571
合 計	990	4,221

(3) 当組合の融資商品の概要

当組合では、事業者や個人の資金ニーズにお応えするため、次のような融資商品を取扱っております。

① 事業者向けご融資

種 類	概 要
証書貸付	主に設備資金などでご利用いただく長期のご融資です。
手形貸付	主に運転資金などでご利用いただく短期のご融資です。
手形割引	一般商業手形の割引です。
当座貸越	一定の貸越極度額まで自由にご利用いただける当座預金の貸越契約です。

② 個人向け融資

種 類	資金のお使いみち	ご融資金額(上限)	ご融資期間(最長)	担保・保証
住宅ローン	住宅の新築・増改築・購入	6,000万円	35年	不動産・保証人または保証会社
オートローン	自動車等の購入・車検・免許取得費用	500万円	7年	保証会社
カーライフローン	自動車等の購入・車検・免許取得費用	500万円	8年	保証会社
カーライフローン・リピート	自動車等の購入・車検・免許取得費用 (お取引のあるお客様向け)	500万円	7年	保証会社
カードローン	事業資金以外の健全な消費資金	300万円	3年(自動更新)	保証会社
スーパーカードローン	事業資金以外の健全な消費資金	70万円	3年(自動更新)	保証会社
多目的ローン	商品・サービス代金の支払い	300万円	7年	保証会社
目的ローン	事業資金、旧債返済資金以外で資金使途が明確な資金	500万円	7年	保証会社
フリーローン	事業資金、旧債返済資金以外の消費資金	300万円	7年	保証会社
教育ローン	教育資金全般	200万円	10年	家族保証
シルバーライフローン	健康で、文化的な生活を営むための資金	100万円	5年	保証会社
ぼうしんパートナーズ	運転資金、設備資金等の事業資金	500万円	5年	保証会社
バリアフリーローン	介護のための増改築、介護機器福祉車両等購入資金・施設入居費用	500万円	10年	保証会社
司法書士研修費用専用ローン	新人研修特別研修の授業料、教材費等の資金	100万円	5年	保証会社
リフォームローン	増改築、修繕、電化対応、エコ給湯対応等の資金	500万円	10年	保証会社

4.お取引先への支援状況等

当組合は、地域経済の活性化、振興への貢献活動として、創業・新事業支援や要注意先債権等の健全化等に向けた取組みの強化、経営改善計画・事業再生支援などに取組みました。

(1)創業・新事業支援

新規・独立開業、お取引先企業の新分野進出に対する資金ニーズについては、当組合のプロパー融資や政府系金融機関の代理貸付の提案、地方自治体制度融資などの利子補給制度を積極的に推進しました。

(2)要注意先のランクアップへの取組み

要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止を図るため、本部・営業店が一体となり、取組みました。

(3)経営改善支援・事業再生支援

お取引先企業の経営改善を図るため、経営改善計画の策定、貸出条件の緩和などの金融支援を行ない、過剰債務の解消・支援に向けてお取引先企業と協調して取組みを継続しております。中小企業診断協会との連携は通期に亘り実施しております。今年度は、10先を選定して取組みました。

TKC千葉会との連携によるお取引先企業の支援につきましても、財務分析を中心として取組みました。

5.休日融資相談会の開催

お仕事などの都合で平日にご来店いただけないお客様のために、休日融資相談会を平成17年11月6日より毎週日曜日及び祝日(但し、1月1日～3日、5月3日～5日を除く)に開催しております。事業資金や個人ローンを中心に様々なご相談をお受けしますので、お気軽にご相談下さい。

なお、事前にご予約を受付しております。

相談窓口：本店(茂原市高師町1-10-5)
 予約連絡先：0475-22-6111
 開催時間：午前10時～12時、午後1時～4時

6.金融円滑化で相談窓口の設置

地域経済の低迷が長引く厳しい経営環境・雇用情勢の中、事業資金や住宅資金をお借入のみならずみなさまのご返済方法の見直しや資金繰り等に関するご相談をお受けするため、以下の通り相談窓口を設置しましたので、お気軽にご利用ください。

相談窓口開設時間	相談窓口設置場所	ご予約等
平日(月～金)の午前9時～午後3時	お取引店の融資窓口	事前のご連絡は不要です
平日(月～金)の午後3時～午後5時	お取引店の融資窓口	事前にお取引店へ電話でご連絡ください
日曜・祝日の午前10時～12時、午後1時～4時 (ただし、1月1日～3日、5月3日～5日を除きます)	本店 (茂原市高師町1-10-5)	事前に本店へ電話でご連絡ください 0475(22)6111

※平日(月～金)の午後3時～午後5時および日曜・祝日は、ご相談のみとさせていただきます。お申込や実行手続等は別途営業時間内にお願いたします。

ふれあいを大切に……

房総信用組合は金融を通じて地域経済の発展に貢献することはもちろん、色々な分野で地域の皆様のお役に立ちたいと考えております。特に、現在の日本の発展を支えてこられた高齢者の方々に大切にすることを主眼に考えています。

ぼうしんゲートボール大会

地域に密着したスポーツイベントを通じてシルバー層をはじめ、より多くの方々とのふれあいの輪を広げると共に、'お互いの交流を深めていただく'という趣旨で平成4年3月14日に長生村尼ヶ台公園で100チーム、630名の参加を頂き、ぼうしんゲートボール大会第1回大会を開催致しました。今大会まで延べ1,715チーム、10,351名の参加を頂き、素晴らしいプレー、チームワークを拝見させていただきありがとうございました。足掛け20年にわたり皆様のご支援とお引立てにより開催してまいりました「ぼうしんゲートボール大会」ですが第20回の節目ということで、今大会をもちまして、終了させていただくことになりました。長年に亘るご愛顧本当にありがとうございました。

今後につきましては、「地元の皆様に、特に高齢者の方々に喜ばれ、お役に立つ」という主旨に基づき、別の形で何かしら企画して参る予定です。



福祉の心を大切に

超低金利の時代、お年寄りの方々に少しでも喜んでいただけるような商品、という発想で生まれ、年2回の抽選会を実施しています。

*心づくし

全国ではじめて普通預金(年金口座)に懸賞金をつけた預金として、発足当時マスコミにも大きく採り上げられました。

*福運

年金受給者の方々に限定した懸賞金付定期預金です。

*100歳100歳

同じく年金受給者の方を対象にした定期預金ですが、こちらは1%の金利上乘せと、更に抽選で名産品や健康ランドの入場券が当たるダブルプレゼントです。



献血運動

9月10日(土)AM9:30からPM4:00「しんくみの日」を記念して、当組合本店会議室を会場に“献血運動”を実施しました。茂原市の広報にも載せていただき、今年で4回目となりましたが役職員51名のほか一般の方からも献血に協力いただきました。次年度も継続していきます。



七夕まつり

毎年7月下旬の**金曜日～日曜日**の3日間にわたって行われる関東屈指の茂原七夕まつり。茂原市の伝統的行事として、市民はもちろん多くの観光客で賑わいます。七夕まつりは市内商店街の活気を図ろうと昭和30年から始まりました。回を重ねるごとに盛大となり、今では市民の誰もが季節の行事として忘れることのできないふるさとのお祭りで、私共も「ぼうしん連」として七夕おどりに参加しています。



ごみゼロ運動

「仕事以外に自分達が地域のお役に立てることはないか」誰からともなくそんな声があがり、始まった早朝路上清掃活動。各店舗の職員が自発的に毎月1回路上の空き缶やゴミを拾う姿も、気がつくともう20年以上経過致しました。

